

県内において生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p><b>（虚偽記載）</b></p> <p>1 県発注工事の請負契約に係る競争入札において、競争入札参加申請書、入札参加資格確認書類その他の落札決定前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>（1）工事施工着手前に受注者から虚偽の記載について報告があったとき又は（2）から（6）までに該当しない虚偽記載のとき。</p>	1月
	<p>（2）契約から工事施工着手までの間に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。</p>	2月
	<p>（3）工事施工着手後に県から虚偽の記載の指摘を受けたとき。</p>	3月
	<p>（4）契約から工事施工着手までの間に虚偽の記載の事実が判明したとき（（2）に該当する場合を除く）。</p>	4月
	<p>（5）工事施工着手後に虚偽の記載の事実が判明したとき（（3）に該当する場合を除く）。</p>	5月
	<p>（6）文書偽造又は事前共謀の事実があるとき。</p>	6月
<p><b>（過失による粗雑工事）</b></p> <p>2 県発注工事の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。この場合において、「過失により工事を粗雑にしたと認められるとき」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>（1）会計検査院の検査又は県監査委員の監査において、不良工事として文書により指摘されたとき。</p> <p>（2）完成検査等において不良工事として指摘されたとき。</p> <p>（3）工事の施工管理が不良で再三指摘されても改善しないとき。</p> <p>（4）上記に掲げる場合のほか、措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 工事施工中に粗雑工事が判明したとき。</p>	2月
	<p>イ 工事施工中の損傷事故により粗雑工事が判明し、県への報告が遅れたとき。</p>	3月
	<p>ウ 工事施工中に県により粗雑工事が指摘されたとき。</p>	4月
	<p>エ 工事完成後に、工事検査などにより粗雑工事が判明したとき。</p>	5月
	<p>オ 当該粗雑工事の影響で完成工期が遅れたとき。</p>	6月
<p>3 県内における工事で次に掲げるものの施工に当たり、過失により工事を粗雑にした場合において、契約不適合が重大であると認められるとき。ただし、原則として建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分がなされた場合とする。</p> <p>（1）国、市町村、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に定める法人をいう。）又は県が出資している公社等（県が2分の1以上出資している団体に限る。）が発注した工事</p> <p>（2）土地改良区又は農業協同組合等が発注した工事で県の補助事業によるもの</p>	<p>ア 工事施工中に粗雑工事が判明したとき。</p>	1月
	<p>イ 工事完成後に、工事検査などにより粗雑工事が判明したとき。</p>	2月
	<p>ウ 当該粗雑工事の影響で完成工期が遅れたとき。</p>	3月

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、県発注工事の施工に当たり契約に違反し、次に掲げる場合で、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 工事の全部を一括して第三者に請け負わせたとき。</p> <p>(2) 正当な理由がなく工事を契約期間内に完成することができず、損害金等を徴収されたとき。</p> <p>(3) 上記に掲げる場合のほか、措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 契約条項の違反が判明したとき。</p> <p>イ 完成工期が遅れたとき。</p> <p>ウ 一括下請を行ったとき又は工事施工に必要な報告を怠ったとき。</p>	<p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>5 県発注工事の施工に当たり、公衆(当該工事関係者以外の全てを指すものとする。以下同じ。)に死亡者、重傷者(負傷の治療に要する期間が30日以上を負傷者をいう。以下同じ。)若しくは軽傷者(負傷の治療に要する期間が11日以上を負傷者(重症者を除く。)をいう。以下同じ。)を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合で、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(1) 安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>(2) 同一の工事において、別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第1号の警告を受けた後に同号に掲げる事由に該当したとき。</p>	<p>ア 公衆に損害(停電、断水又は電話の不通等を伴う損害にあつては、広範囲にわたるもの。)を与えたとき。</p> <p>イ 1名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>ウ 1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>エ 2名の重傷者又は3名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>オ 1名の死亡者、3名の重傷者又は4名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>カ 2名以上の死亡者、4名以上の重傷者又は5名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p> <p>4月</p> <p>5月</p> <p>6月</p>
<p>6 県内における工事で県発注工事以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者、重傷者若しくは軽傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>(1) 1名の軽傷者を生じさせたとき又は公衆に損害を与えたとき。</p> <p>(2) 1名の重傷者又は2名の軽傷者を生じさせたとき。</p> <p>(3) 死亡者、2名以上の重傷者又は3名以上の軽傷者を生じさせたとき。</p>	<p>1月</p> <p>2月</p> <p>3月</p>

措置要件	適用基準	期間
(工事関係者事故) 7 県発注工事の施工に当たり、工事関係者に死亡者、重傷者又は軽傷者を生じさせた場合で、次のいずれかに該当するとき。 (1) 安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。 (2) 同一の工事において、別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、別表第4第2号の警告を受けた後に同号に掲げる事由に該当したとき。	(1) 1名の軽傷者を生じさせたとき。	1月
	(2) 1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	2月
	(3) 1名の死亡者、2名若しくは3名の重傷者又は4名若しくは5名の軽傷者を生じさせたとき。	3月
	(4) 2名以上の死亡者、4名以上の重傷者又は6名以上の軽傷者を生じさせたとき。	4月
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、重傷者又は軽傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 1名の重傷者又は2名若しくは3名の軽傷者を生じさせたとき。	1月
	(2) 死亡者、2名以上の重傷者又は4名以上の軽傷者を生じさせたとき。	2月

備考

- 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。
- 第5号(1)及び第7号(1)において、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則として発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合又は発注者の事故原因に係る所見や調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合とする。ただし、当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときとすることが適当である場合には、それによることができる。
- 第5号(2)及び第7号(2)の指名停止は、それぞれ同一の警告につき1回に限るものとする。
- 第5号から第8号までにおいて、同一の事故で死傷者が多数発生し、「適用基準」に定める期間を超えて措置する必要があるときは、措置基準第4第4項の規定を適用する。
- 第6号及び第8号において、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。

## 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p><b>（贈賄）</b></p> <p>1 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	措置要件に該当したとき。	12月
<p><b>（独占禁止法違反）</b></p> <p>2 業務（個人の私生活上の行為以外の有資格業者の業務全般をいう。以下同じ。）に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反したことが次の（1）から（4）までに掲げる事実のいずれかにより判明し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>（1）排除措置命令 （2）課徴金納付命令 （3）刑事告発 （4）有資格業者である法人の代表者、有資格業者である個人又は有資格業者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反容疑による逮捕</p>	措置要件に該当したとき。	12月
<p><b>（公契約関係競売等妨害又は談合）</b></p> <p>3 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	措置要件に該当したとき。	12月

措置要件	適用基準	期間
(建設業法違反行為) 4 建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	(1) 指示処分がなされたとき。	2月
	(2) 営業停止処分がなされたとき。	3月
	(3) 次に掲げる者が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書（専務取締役以上の肩書をいう。）を付した役員を含む。）をいう。以下同じ。） イ 一般役員等（有資格業者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で代表役員等以外の者をいう。以下同じ。） ウ 使用人（有資格業者の使用人で一般役員等以外の者をいう。以下同じ。）	4月
	(4) 代表役員等、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	6月
	(5) 一般役員等又は使用人が、県発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	8月
	(6) 代表役員等が県発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	9月

措置要件	適用基準	期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>5 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。この場合において、「不正又は不誠実な行為」とは、次に掲げる場合を指すものとする。</p> <p>(1) 法令違反により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 県発注工事において、著しく信頼関係を損なう行為があった場合</p> <p>(3) 上記に掲げる場合のほか、措置が必要と認められるとき。</p>	<p>ア 所管行政庁から、法令に違反し行政処分を行った旨の通報又は公表があったとき（建設業の営業に関し行政処分があった場合に限る。）。</p>	1月
	<p>イ 県発注工事の施工に当たり、請負工事施工成績評定要領に基づく評定点が65点未満となったとき（評定点が、指名停止による減点により65点未満となったものを除く。）。</p>	1月
	<p>ウ 一般役員等又は使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	2月
	<p>エ 県発注工事において、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(ア) 正当な理由なく落札決定後に契約を辞退したとき。</p> <p>(イ) 有資格業者の過失により入札手続が大幅に遅延したとき。</p> <p>(ウ) 低入札価格調査制度に関する事務処理要領（以下「低入札事務処理要領」という。）に基づく調査（以下単に「調査」という。）において、次に掲げる理由により失格となったとき。</p> <p>a 調査に協力しないとき。</p> <p>b 労務単価が適正でないとき。</p> <p>c 工事費内訳書算出根拠が適正でないとき。</p>	3月
	<p>オ 代表役員等が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	4月
	<p>カ 県発注工事において、低入札事務処理要領に基づく追跡調査の結果、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>(ア) 調査時の申告に虚偽の事実が認められるとき。</p> <p>(イ) 下請又は資機材納入に係るヒアリングの結果、正当な理由がなく調査時と大幅な相違が認められるとき。</p> <p>(ウ) 請負工事費の用途について、前払金を当該工事以外へ流用するなど目的外流用が認められるとき。</p>	5月
	<p>キ 代表役員等、一般役員等又は使用人が公共機関発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	6月
	<p>ク 一般役員等又は使用人が県発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	8月
	<p>ケ 代表役員等が県発注の事業に関連し逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	9月
	<p>コ 代表役員等、一般役員等又は使用人が岩手県の区域における産業廃棄物の不法投棄等により廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	9月
<p>6 別表第1、別表第3及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	4月
	<p>(2) 公共機関発注の事業に関連し、代表役員等が拘禁刑以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	6月

備考

- 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。
- 第5号適用基準アの法令とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)、労働基準法(昭和22年法律第49号)、職業安定法(昭和22年法律第141号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下これらを総称して「建築基準法等」という。)等をいう。

## 暴力団排除に基づく措置基準

措置要件	適用基準	期間
<p>有資格業者の役員等（個人である場合のその者、法人である場合の建設業法第5条第3号に規定する役員等、及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第3条に規定する使用人をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（建設業法第8条第9号に規定する者をいう。以下同じ。）と密接な関係を有するなど、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	(1) 有資格業者の役員等が暴力団員であると認められるとき。	24月
	(2) 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。	24月
	(3) 有資格業者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。	9月
	(4) 有資格業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。	9月
	(5) 有資格業者の役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	9月
	(6) 受注者が下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したと認められるとき。	9月
	(7) 受注者が（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、契約担当者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。	2月
	(8) 受注者が契約の履行に当たって、暴力団員等又は暴力団関係者等による不当要求又は妨害を受けたにもかかわらず、正当な理由なく契約担当者への報告及び警察への届出を怠ったと認められるとき。	1月

備考 「適用基準」は例示であり、その例示に該当しないときは、個別の事案の情状に応じて適当と判断した期間とする。

別表第4（第11関係）

警告の措置基準

事由	措置内容
1 別表第5第1号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、同一の工事で同号に掲げる事由に該当したとき。 2 別表第5第2号による注意があった日から1年を経過するまでの間に、同一の工事で別表第1第7号（1）の措置要件に至らない工事関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 別表第5第3号から同表第5号までに掲げるいずれかの事由に該当し注意があった日から1年を経過するまでの間に、同じ号に掲げる事由に該当したとき。	口頭又は書面による警告

備考

- 1 合併、会社分割、営業又は事業の一部譲渡等の組織変更があるときは、基準第6の2の規定を準用する（以下同じ。）。
- 2 第1号及び第2号による警告は、それぞれ同一の注意につき1回に限るものとする。
- 3 「工事関係者事故」とは、工事関係者に死亡者、重傷者又は軽傷者を生じさせたと認められる事故をいう（以下同じ。）。

別表第5（第11関係）

注意の措置基準

事由	措置内容
1 別表第1第5号（1）の措置要件に至らない停電、断水又は電話の不通等を伴う公衆損害事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 2 別表第1第7号（1）の措置要件に至らない工事関係者事故を発生させた日から1年を経過するまでの間に同一の工事で同号（1）の措置要件に至らない工事関係者事故を発生させた場合で、注意の必要があると認められるとき。 3 別表第2第4号において、所管行政庁から、建設業法に違反し行政指導を行った旨の通報があったとき。 4 別表第2第5号において、所管行政庁から、建築基準法等に違反し行政指導を行った旨の通報があったとき（建設業の営業に関し行政指導があった場合に限る。）。 5 前4号に掲げるもののほか、注意が必要と認められるとき。	口頭又は書面による注意

備考 「公衆損害事故」とは、公衆に損害を与えたと認められる事故をいう。